

建設工事従事者の安全及び健康の確保に
関する秋田県計画

平成31年3月

秋 田 県

目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	2
2. 一人親方等への対処の必要性	2
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	3
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針 ..	4
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	5
2. 設計、施工等の各段階における措置	5
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	5
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等による担い手の確保	6
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的かつ計画的に 取り組む施策	7
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	8
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	8
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	9
2. 責任体制の明確化	9
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施	10
(1) 建設業者間の連携の促進	10
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	10
(3) 特別加入制度への加入促進等	11
4. 建設工事の現場の安全性の点検等	11
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等に よる自主的な取組の促進	11
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な 実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機 材等の開発・普及の促進	12
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	13
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	13
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な 取組の促進	14
6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	15
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	15
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化	15
7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	16
(1) 社会保険の加入の徹底	16

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	17
(3) 「働き方改革」の推進	17
8. 担い手確保・育成の推進	18
第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する秋田県計画の推進体制	20
1. 計画の推進体制	21

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する

現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令改正により、危険防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的には減少傾向にある。

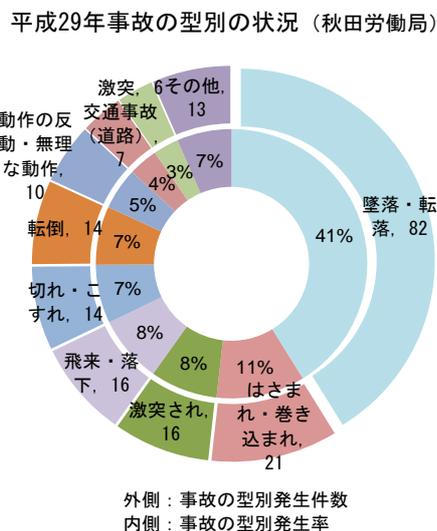
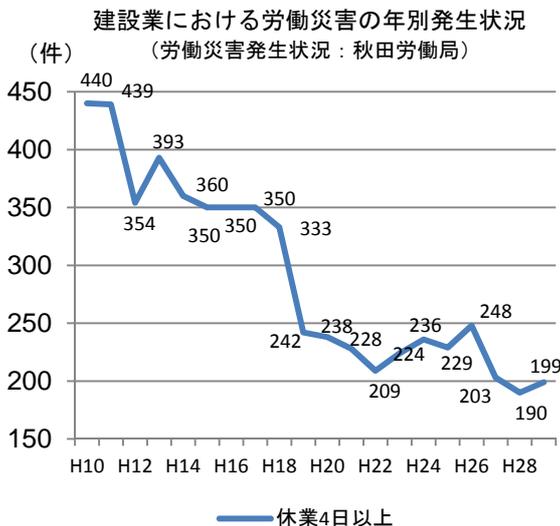
全国の建設業における労働災害による死亡者数は、昭和47年に2,400人にも上っていたが、平成29年には319人まで減少した。

また、県内の建設業における労働災害も、長期的には減少傾向を示しているが、近年は減少が鈍化している。

いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、全国で年間約400人もの尊い命が墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により失われている。

このような現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、及び建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められており、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による自主的な取組を一層進めていくこと等が重要である。



2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には該当しないが、建設工事の現場において、他の関係請負人の労働者と同じよ

うな作業に従事している状況にある。

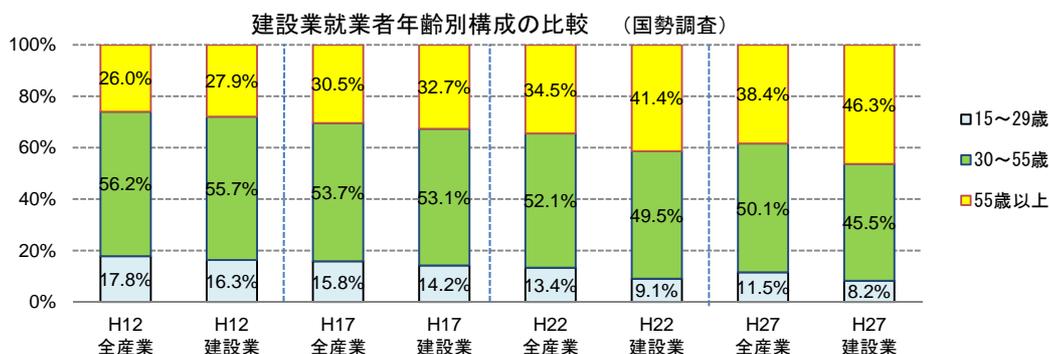
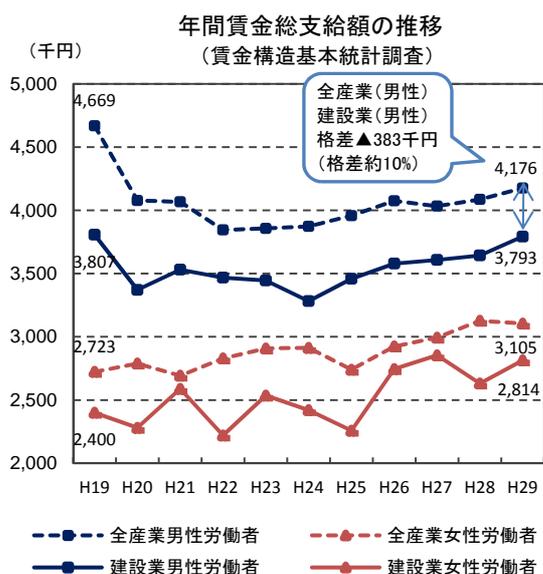
秋田県内での一人親方等の業務中の死亡災害は、平成 29 年に 1 件であったが、平成 30 年には 7 件と急増しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

本県の産業別年間賃金総支給額をみると、建設業は全産業平均に比べて低い水準にある。また、建設業の年間労働時間は、全産業に比べて長く、完全週休二日制の実施率は、全産業平均の半分以下にとどまっている（いずれも平成 28 年度で比較）。

国勢調査結果によると、本県の平成 27 年建設業就業者数は、平成 12 年の 6 割まで減少しているが、55 歳以上の労働者数は増加しており、年齢別構成では 55 歳以上が 46.3%と高齢化が進行している状況がうかがえる。

このため、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。



第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する
施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で契約が締結されれば、受注者に対し工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、これにより適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、発注者側において請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。

労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。

このことから、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用として、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等を実施した上で、工事を施工するための日数を適切に設定するとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるなど、施工時期の平準化を促進する。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

このため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係する請負人が、それぞれの役割分担により適切に安全措置を講ずる必要がある。

このため、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康の確保に向けた措置について、自主的に取り組む。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全並びに健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の

多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全な行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることから、作業に潜む危険に対し、建設工事従事者の感受性が低下していることを指摘する声もある。

このため、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が、安全及び健康を最優先にする気風や気質を、さらに醸成していく様々な取組を促進する。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等による担い手の確保

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。

このため、所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、処遇の改善や地位の向上を図り、官民が連携した取組を通じて、担い手の確保・育成を推進する。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、
総合的かつ計画的に取り組む施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保には、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるための対策を検討し、実施する必要がある。

加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる安全衛生経費について、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

【主な施策・取組】

- 国の積算基準・単価の改定状況を踏まえ、可能な限り最新の積算基準・労務単価、資材単価を予定価格に反映
- 最低制限価格制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除
- 下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導
- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ
- 現場の実態に即し、施工条件を踏まえた積算と条件明示の徹底
- 下請負人まで確実に支払われるよう、国土交通省において開催されている「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の検討状況を踏まえた対策の実施
- 安全衛生経費や法定福利費の確保、適正な工期設定、適切な賃金確保などについて、関係団体・機関等と連携した実態調査の実施
- 専門的知識や経験を有する者（アドバイザー）の活用

【関係機関・団体等の取組】

- 「秋田県建設工事関係者連絡会議」での情報共有
- 安全衛生講習会等の実施
- 「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底について」の周知徹底
 - ・明確な経費内訳による見積書の提出
 - ・書面による下請契約締結
 - ・下請負代金の適正な時期や方法での支払い
 - ・法定福利費の内訳明示 など

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期を定めるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切に工期延長を行う等の労働環境の整備を推進する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為や繰越制度の積極的な活用により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

【主な施策・取組】

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）を踏まえた適切な工期の設定
- 週休二日工事の拡大と、週休二日による掛かり増し経費の適切な計上、工事成績評価での加算（モデル工事等）
- 週休二日に対応した標準的な工期の活用
- 余裕期間制度の活用の推進
- 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」等に基づき、適切な工期延長の実施
- 債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期の平準化

【関係機関・団体等の取組】

- 公共・民間含め、全ての建設工事において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえた工期設定
 - ・民間工事においても週休二日工事の導入、適正な請負代金による契約
 - ・下請契約を含め、工期のダンピングを行わない、適切な工期変更 など

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たす必要がある。

このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

【主な施策・取組】

- 下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導（再掲）

- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ（再掲）
- 建設業法令遵守等講習会の開催による、建設業法令遵守の徹底
- 関係機関・団体等が開催する講習会等情報を県ホームページでPR

【関係機関・団体等の取組】

- 「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知と徹底（再掲）
 - ・適切な下請代金による書面での契約
 - ・適切な下請代金の支払い など
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）
- 安全衛生に係るパンフレット・ホームページ等による啓発の推進

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

（1）建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

【主な施策・取組】

- 施工プロセスチェックリストによる現場確認
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施

【関係機関・団体等の取組】

- 安全衛生に係るパンフレット・ホームページ等による啓発の推進（再掲）
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）

（2）一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等が業務中に被災した災害を把握し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に関しては、労働安全衛生法の直接の保護対象には該当しないため、一人親方等に仕事を発注する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を求めるとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等がなされるよう、関係講習会等への参加を幅

広く呼びかけていく。

【主な施策・取組】

○関係機関・団体等が開催する講習会等情報を県ホームページでPR（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

○一人親方等の災害の把握

○建築確認申請者に対するリーフレットによる啓発の推進

○安全衛生に係るパンフレット・ホームページ等による啓発の推進（再掲）

○一人親方等も参加可能な講習会等の開催

○工事現場に一人親方等がいる場合、団体等が開催する安全衛生教育や関係する講習会等への参加の働きかけ

（3） 特別加入制度への加入促進等

一人親方等に関しては、労働安全衛生法の直接の保護対象に該当しないことから、労災保険への加入を希望する場合は、特別加入者として任意加入する必要がある。

このため、現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方等の安全及び健康の確保のため、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入していない者に対し、労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進する。

【主な施策・取組】

○労災保険の特別加入制度について、関係団体との意見交換やホームページ等による周知、啓発

【関係機関・団体等の取組】

○労災保険の特別加入制度について、パンフレット・ホームページ等による啓発の推進と適正な加入の促進

○建築確認申請者に対するリーフレットによる啓発の推進（再掲）

○工事現場において一人親方等がいる場合、特別加入の働きかけ

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

（1） 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらに

は、自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる工事事故事例に関する情報発信や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組状況の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価や、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策の強化について、県民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」するなど、安全衛生対策に関する啓発を進める。

【主な施策・取組】

- 工事事故事例の情報発信
- 工事成績評価において、安全対策を適切に評価
- 「東北地方工事安全施工推進大会」での表彰と事例発表の実施
- 「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」での情報交換と発信
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

- 「秋田県建設工事関係者連絡会議」での情報共有（再掲）
- 労働災害事例の公表
- 安全衛生活動の好事例発信（見える化）
- 墜落・転落防止措置の一層の普及
- 現場における点検・パトロールの実施
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）
- 安全衛生に係るパンフレット・ホームページ等による啓発の推進（再掲）

- (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進
建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を図り、施工の

安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」の効果的な活用を促進する。

このほか、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法の導入や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

【主な施策・取組】

- ICT活用工事の拡大と、必要経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等）
- 「美の国あきた i-Construction 推進協議会」におけるICT活用工事の普及促進や研修等による普及啓発
- 「新技術・新工法説明会」の開催
- NETIS登録技術の活用について、工事成績評定による評価

【関係機関・団体等の取組】

- 建設ICT研修拠点「i-Academy 恋地」における研修会等の実施（「ICT東北推進協議会」）
- 高齢者に配慮した作業方法、熱中症対策などについて、リーフレット・ホームページでの紹介
- メンタルヘルス等に係る研修の開催や相談窓口の周知と活用促進

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

（1）建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。

また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【主な施策・取組】

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 工事事故事例の情報発信（再掲）
- 「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」での情報交換と発

信（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

- 「秋田県建設工事関係者連絡会議」での情報共有（再掲）
- 労働災害事例の公表（再掲）
- 安全衛生活動の好事例発信（再掲）
- 墜落・転落防止措置の一層の普及（再掲）
- 現場における点検・パトロールの実施（再掲）
- 建築確認申請者に対するリーフレットによる啓発の推進（再掲）
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）

（２） 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や、災害対応事例について積極的に情報発信し、建設業界全体での情報の共有と取組の拡大を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上に繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するほか、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

【主な施策・取組】

- 「東北地方工事安全施工推進大会」での表彰と事例発表の実施（再掲）
- 工事事故事例の情報発信（再掲）
- 「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」での情報交換と発信（再掲）
- 工事成績評価において、安全対策を適切に評価（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

- 安全及び健康の確保に関する創意工夫事例等の情報提供（「秋田県建設工事従

<p>事者安全健康確保推進協議会（仮称）」へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働災害事例の公表（再掲） ○安全衛生活動の好事例発信（再掲） ○秋田県産業安全衛生大会等における企業や個人の表彰 ○墜落・転落防止措置の一層の普及（再掲） ○安全衛生講習会等の実施（再掲） ○メンタルヘルス等に係る研修の開催や相談窓口の周知と活用促進（再掲）
--

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、平成 29 年には、屋根・梁、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落により、県内の労働災害発生件数全体の 4 割を占める 82 件の事故が発生している。

過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に「労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）」の違反が認められる状況にあることから、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

また、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、「労働安全衛生規則」に併せて実施することが望ましいとされる、「より安全な措置」等の一層の普及促進を図る。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、国の調査・検討を踏まえた対策に取り組む。

<p>【主な施策・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲） ○工事事故事例の情報発信（再掲） ○「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」での情報交換と発信（再掲）
--

<p>【関係機関・団体等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働災害事例の公表（再掲） ○建築確認申請者に対するリーフレットによる啓発の推進（再掲）

- 安全衛生活動の好事例発信（再掲）
- 墜落・転落防止措置の一層の普及（再掲）
- 足場の点検チェックリストの普及促進
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）

7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険の加入の徹底

秋田県では、入札参加資格審査（格付審査）において、社会保険未加入の場合は格付けしないこととしているほか、個別の入札案件についても、社会保険に加入し、保険料に滞納がないことを参加要件としていることから、社会保険未加入の企業は秋田県発注工事を受注できない。

また、下請等実地調査において、保険加入状況や元請業者による下請業者に対する保険加入指導状況等の確認などの取組により、平成28年10月の公共事業労務費調査の結果では、企業単位では99%、労働者単位では85%が社会保険に加入している。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在しており、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあることから、関係団体・機関等と連携して、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保とともに、建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入対策を促進する。

また、契約の形態が一人親方等との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し更なる周知徹底を図る。

【主な施策・取組】

- 入札参加資格における社会保険加入の義務づけ
- 下請等実地調査における下請業者の保険加入指導状況等の確認
- 社会保険加入について、県ホームページにより周知、啓発
- 「秋田県建設業社会保険加入推進地域会議」での情報共有と加入促進
- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

- 「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」（秋田県通知）の周知と徹底（再掲）
- 特別加入制度についてパンフレット・ホームページ等による啓発の推進と適正な加入の促進（再掲）
- 工事現場において一人親方等がいる場合、特別加入の働きかけ（再掲）

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格や、その就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することで、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるよう国の動向を踏まえ、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

【主な施策・取組】

- 建設キャリアアップシステム活用について、県ホームページ等により周知、啓発
- 国の動向を踏まえ、建設キャリアアップシステムの活用の推進

【関係機関・団体等の取組】

- 建設キャリアアップシステムの窓口開設、会員・組合員への周知等

(3) 「働き方改革」の推進

建設業における若者の入職に当たっては、総労働時間が長く休みが取れないことや、賃金が高齢者の労働者と比べて低い水準にあることが、障害・離職の理由となっている。

このため、平成29年3月に「働き方改革実現会議」において制定された働き方改革実行計画を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について、適正な工期設定、週休二日の推進等による休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を推進する。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があることから、メンタルヘルスキアの充実等の取組を推進する。

【主な施策・取組】

- 総合評価落札方式において、登録基幹技能者の配置や技術者の保有資格、CPDの取組等の評価
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）を踏まえた適切な工期設定（再掲）
- 週休二日工事の拡大と、週休二日による掛かり増し経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等）（再掲）
- 週休二日に対応した標準的な工期の活用（再掲）
- 余裕期間制度の活用の推進（再掲）
- 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」等に基づく、適切な工

期延長（再掲）

- 債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期の平準化（再掲）
- 安全衛生経費や法定福利費の確保、適正な工期設定、適切な賃金確保などについて、関係団体・機関等と連携した実態調査の実施（再掲）
- 専門的知識や経験を有する者（アドバイザー）の活用（再掲）

【関係機関・団体等の取組】

- 公共・民間含め、全ての建設工事において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえた工期設定（再掲）
- 「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」（秋田県通知）の周知と徹底（再掲）
- メンタルヘルス等に係る研修の開催や相談窓口の周知と活用促進（再掲）

8. 担い手確保・育成の推進

建設業の担い手不足が深刻化する中、生産性の向上等による建設工事従事者の処遇改善に加え、その成果や建設産業全体の魅力を積極的に発信することにより、担い手の確保を図ることが重要である。

このため、平成 29 年 9 月に設置した「秋田県建設産業担い手確保育成センター」による、建設産業の広報・マッチングや女性活躍推進、人材育成等の取組を積極的に実施し、担い手の確保・育成を推進する。

また、各企業においても働き方改革を推進し、若者にとって魅力ある建設産業となるよう、官民が連携して担い手確保・育成に取り組む。

【主な施策・取組】

- 担い手確保育成推進員の高校・企業訪問によるネットワークの構築と、新卒確保のノウハウ等の共有
- 建設企業出前説明会を開催し、生徒、先生に建設産業の魅力や地元で働くメリットを説明
- 「建設ふれあいフェア」の開催
- 各地域の建設業協会女性部会に対する支援
- 地域・業種の垣根を越えた全県規模のネットワーク組織「あきた建設女性ネットワーク」の拡大及び連携強化
- 産官連携による建設 ICT 研修拠点「i-Academy 恋地」（五城目町）の活用促進
- 女性技術者登用工事の拡大と必要経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等）

【関係機関・団体等の取組】

- 「秋田県建設産業担い手確保育成センター」と連携した各取組の実施。
- 「建設産業担い手確保育成支援事業」（県の補助事業）の実施。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する

秋田県計画の推進体制

1. 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省秋田労働局、秋田県、建設業者団体等で構成する「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」を設置し、関係者が連携を図りながら、各施策を着実に推進する。

また、「秋田県発注者協議会」等を通じて、市町村との情報共有と各施策や取組の普及促進を図る。

2. 施策の推進状況の点検

本計画に定める施策等について、「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」において、定期的に進捗状況の確認とフォローアップを行うとともに、国の基本計画の見直し等を踏まえ必要な施策の検討を行う。